

● 株式に関する各種手続のお申出先について

<p>証券会社でお取引をされている株主様</p>	<p><お申出先> お取引のある証券会社 (ただし、未払い配当金のお支払いについては、下記三井住友信託銀行株式会社の連絡先となります。)</p> <p><お手続の内容> 住所変更、単元未満株式の買取・買増、配当金受取方法の指定、相続に伴うお手続等</p>
<p>特別口座に記録されている株主様 <u>特別口座について</u> 株券電子化の施行日(平成 21 年 1 月 5 日)前に証券保管振替機構(ほふり)を利用されていなかった株主様のご所有株式は、三井住友信託銀行株式会社の口座(特別口座)に記録されております。</p>	<p><お申出先> 下記三井住友信託銀行株式会社の連絡先</p> <p><お手続の内容> 証券会社のお取引口座への振替請求(※)のほか、住所変更、単元未満株式の買取・買増、配当金受取方法の指定、相続に伴うお手続等</p> <p>※ 特別口座では、株式の売却はできません。売却するには、証券会社にお取引口座を開設し、株式を振り替えるお手続が必要となります。</p>

株主名簿管理人および特別口座管理機関(三井住友信託銀行株式会社)の連絡先

連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル 受付時間: 平日 9:00~17:00)